

令和5年度 第4回「アレコレ住まいのかたり場」 ～ 座談会を開催しました ～

【日 時】 令和6年3月19日（火） 13:30～14:40

【場 所】 倉永コミュニティセンター

【参加者】 きらきら星サロンのみなさん 13名

【講 師】 一般社団法人 全国古民家再生協会 井上静夫氏
一般社団法人 住教育推進機構 山城京子氏

【内 容】 ＊講師2名による進行でカードゲームをしながら、二班に分かれて「家」に関するアレコレについて語り合いました♪

＊参加いただいた、ありあけ不動産ネット協同組合からは「空き家・空き地相談窓口」の紹介もしていただきました！



【カードゲームのルール】

- ・配られた赤、青、黄のカードの中から質問を選択します。
(答えたくないカードは選ばなくてよい)
- ・その質問に対し、自分の考えを言います。
(選択肢がある場合はその中から選ぶ)
- ・話を広げましょう。
(アドバイスなども聞く)
- ・否定はしません。
(他人の意見を聞く)

質問. 近くに廃墟があったらどうする？

(意見)

- ・まずは地域の人たちで話し合う。

(講師より)

- ・『空き家』とは、おおむね1年以上居住がなく使われていない家を言います。
- ・『管理不全空き家』の勧告を受けると、固定資産税の住宅用地特例がなくなります。

質問. 高齢のご夫婦が亡くなったらその家は どうなる？

(意見)

- ・地域の人に開放したい。
- ・一人になって二階が余ったら子育て世帯に貸し出したい。

質問.
老後も今の家に住み続ける？

(意見)

- ・住み続けたいし、ゆくゆくは孫が住んでくれれば嬉しい。
- ・交通の便が悪く、買い物がしにくい地域なので不安。
- ・便利な場所に住み替えたいが、今の家は売れないのでは・・・。
- ・子どもたちも外に出て、大牟田に戻ってくる見込みはない。



質問. 親戚は今も集まることが多いですか？

(意見)

- ・結構集まることは多いが、子どもたちは遠方で帰ってきたらお世話が大変！

→集まった時に、家のことは話していますか？

- ・境界がどこになるか、と子どもたちに話している。

「空き家・空き地相談窓口」の川添理事長からは、
解決が難しい事案例の紹介をしていただきました。

●認知症の方が名義人の場合●

→成年後見人制度はありますが、本人の意思確認ができずに売却するのが難しいことが多いです。そうすると、家は使っていないのに固定資産税だけ払い続けることにもなります。

●家族(相続人)と連絡がとれない場合●

→長期間空き家状態が続き、老朽化が進んでしまいます。遺言や生前贈与などをしておくことが空き家予防対策にもなります。



きらきら星サロンの皆さま
参加および活発な意見交換、ありがとうございました。

来年度も、ひきつづき空き家座談会を開催予定です！
ご興味のある方は、どうぞ気軽にお問い合わせください♪